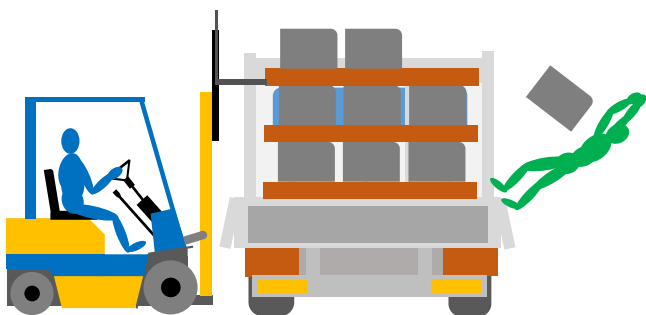


トラックドライバーの死亡災害を防止しましょう！

令和6年、神奈川県内の運送業のトラックドライバーの死亡労働災害は、4月末時点で2件発生しています。

以下の災害発生事例を参考に、運送業の事業場におかれましては「荷役ガイドライン」に基づく措置の実施と、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通事故対策の徹底を、トラックによる荷の運送を依頼している全ての事業場におかれましては、事業場内における「荷役ガイドライン」に基づく荷役作業の安全対策を徹底していただき、トラックドライバーの死亡労働災害の防止に努めていただくようお願いいたします。

事例1



(発生状況)

荷主の工場内で10トントラックに型枠用鋼板の束（長さ5メートル、約400キログラム）を3列×3段に積み込んでいた。荷主側フォークリフトが積んでいる反対側の荷台上で、トラック運転者が荷締め中、フォークリフトに押された最上段の束が落ちてきて当たり、一緒に地上に落ちた際に下敷きとなった。

(再発防止対策)

- ・事前に作業計画を策定し、作業指揮者に作業を指揮させる。
- ・重量物の荷締め作業は、可能な限り地上で行う。

事例2



(発生状況)

大和市上草柳の国道246号の側道で、路肩に停車中の大型トレーラーに対し、後ろから走ってきたトラックが追突した。後ろから追突したトラック運転手が死亡した。

(再発防止対策)

- ・出発前に車両の点検・整備を行うこと。
- ・速度を出しすぎることが無いよう、余裕を持った発着時間を設定すること。
- ・普段から体調を整え、運転業務に就く前には、十分な休息をとってから運転すること。

荷役ガイドライン(陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン)と交通労働災害防止のためのガイドラインをホームページでご確認ください。



交通労働災害防止のためのガイドライン



交通労働災害防止のためのガイドラインパンフレット



荷役ガイドライン(改正版)パンフレット



神奈川県労働局・労働基準監督署